

高齢者虐待防止のための指針

特定非営利活動法人 福祉ワーカーズほーぷ

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当法人では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

法人代表理事

介護保険各事業部管理者

その他事業部管理者

そのほか必要に応じ委員を指名する（ディサービス看護師、生活相談員、訪問介護サービス提供者等）

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること

イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ロ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

ウ) 虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること

エ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

オ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、ディサービス管理者とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に関する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施します。

① 定期的な研修の実施（年1回以上）

② 新任職員への研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行います。
- ② 速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
- ③ 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処します。
- ④ 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先にします。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。

- ① 相談窓口は2の⑤で定められた高齢者虐待防止担当者としてします。
- ② 事業所内等で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員が日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じ関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等のじょうほうを提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等との連携の上、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じない様細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるようにホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等の為の内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

令和7年4月1日施行